

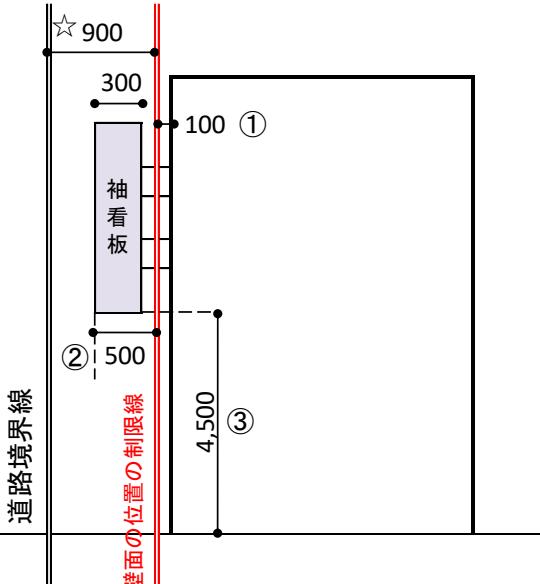
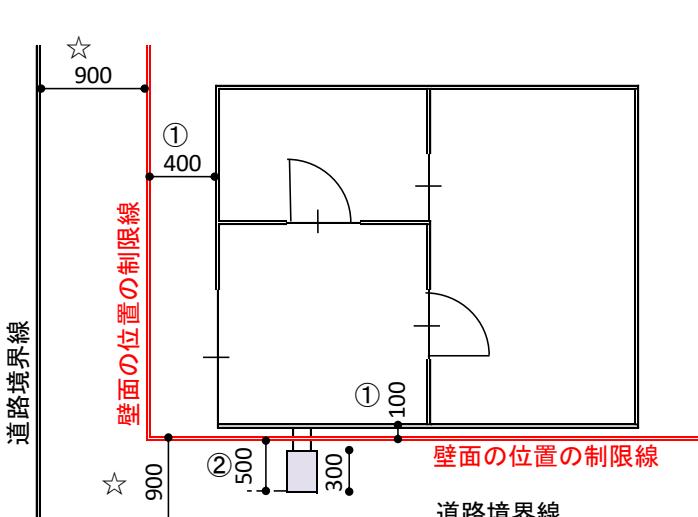
地区計画の届出—図面作成に関する注意点—

○必要な書類は「届出に必要な書類等について」をご覧ください

- ・届出の図面は「縮尺100分の1」の指定がありますので、それに合わせた用紙サイズをご用意ください。事前相談用の図面はA3版（縮尺は200分の1など、自由です）で結構です。
- ・立面図はカラーのものをご用意の上、マンセル値を記載してください。
- ・屋外広告物の届出の場合は、配置図や平面図上で配置箇所を示してください。

○その他必要書類

- ・必要に応じて図面等を提出いただく場合がありますので、担当にご相談ください。

立面図作成例	平面図作成例
 <p>立面図作成例図。左側に道路境界線があり、右側に壁面の位置の制限線があります。図中には建物の外観（窓）、看板（袖看板）、距離（900、300、100、500、4,500）が示されています。①は建物の外壁面から道路境界線までの距離、②は建物の外壁面から壁面の位置の制限線までの距離、③は道路面からの高さです。</p>	 <p>平面図作成例図。左側に道路境界線があり、右側に壁面の位置の制限線があります。図中には建物の外観、距離（900、400、100、500、300）が示されています。①は建物の外壁面から道路境界線までの距離、②は建物の外壁面から壁面の位置の制限線までの距離です。</p>

* 道路境界線から壁面の位置の制限までの空間（壁面後退区域）には、原則、建築物及び工作物は設置できません。（ただし書きを適用するものを除く）

壁面後退区域に建築物及び工作物が突出していないことがはっきり分かるように、①「壁面の位置の制限線から建築物の壁面等までの距離」を記載してください。

* また、ただし書きを適用し、壁面後退区域に建築物及び工作物を設置する場合は、②「壁面の位置の制限からの突出幅」や③「道路面からの高さ」を記載してください。

☆上記の図の数値はあくまで一例で、壁面後退距離は数種類ございます。また、大規模建築物においてはこの他に規制がかかることもありますので、必ず担当者へご確認いただきますようお願いします。